

福岡県医発第 35号

平成17年4月1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康 弘



九州大学大学院医学研究院医療ネットワーク学講座

医療事故・苦情対応のための人材養成講座受講生募集について

今般、九州大学大学院医学研究院より標記人材養成講座受講生募集について、
連絡がありました。

つきましては、貴会会員にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、応募方法、お問合せ先等詳細につきましては、別添資料をご参照いただきますよう
お願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明

医療苦情・事故対応のための人材養成

受講生の募集

近年、医療事事件は頻繁に報道され、医療事故訴訟も増加の一途をたどっています。そうしたなかで、医療に対する国民の不信もいっそう高まり、現在、わが国の医療現場では、苦情もこれまでになく発生しているといわれています。

1996 年、イギリスは、「苦情は宝物である」というスローガンのもとに、苦情に適切に対応する制度を確立させました。患者の声に真摯に耳を傾けなければ不毛な紛争を発生させるばかりではなく、よき医療の確立さえも不可能になるという理由からです。

また、このごろは、毎日のように医療事事件が報道されています。事故が発生した場合、被害者である患者が求めるものは、決して金銭などではなく、事故の確定から説明、謝罪、そして再発防止の取り組みに至る一連の作業です。しかし、わが国の医療機関は、これまで、必ずしもこうした作業を行ってきませんでした。そればかりではなく、事故の隠蔽や事故報告書の即時廃棄に見られるように、過度に防御的な姿勢すら示してきました。その原因は何にあったのでしょうか。医療機関の性格に原因を求めるよりも前に、医療機関が事故対応能力を持っていなかったことに原因があることを認識しなければならないように思われます。

事故は正当化できませんが、事故は決してゼロにできるものではありません。そうだとすれば、事故は起きるという前提のもとで、医療機関は少なくとも事故に適切に対応できるシステムを確立させておかねばなりません。そうしなければ、不毛な紛争や訴訟さえも発生させ、被害者である患者をいっそう苦しめるばかりではなく、加害者である医療者の臨床意欲さえ喪失させるという結果になってしまいます。しかし、これは、社会にとっても大きな損失です。

このような認識のもと、九州大学大学院 医学研究院 医療ネットワーク学講座は、一昨年と昨年、苦情や事故に適切に対応できる人材を養成するために実践講座を開催しました。その際には、募集数をはるかに越える方々から応募いただき、また、その後も、再度開催してほしいとの要望が多数寄せられました。そこで、本年度も、別紙が示すようなカリキュラムで実践講座を開催することを計画しました。医療苦情・事故の問題に真に関心を持ち、よき医療の確立に貢献しようとする方々の応募をお待ち申し上げています。

＊

医療苦情や医療事故の対応を目的として、60 時間にわたり実践講座を開くことは、おそらくわが国の大学では、例のない試みだと思われます。ただ、医学や看護学の専門課程を修めたものが、その瞬間から、一人で患者の手術や看護が出来るというものではないように、この講座への参加は、決して実務対応の十分条件ではありません。この意味で、この講座で得た知識を基礎に、自己研鑽を継続していこうと考えておられる方々をお待ちいたしております。

平成 17 年 3 月 18 日

九州大学大学院 医学研究院 医療ネットワーク学講座

前 田 正 一（東京大学大学院医学研究科）

九州大学大学院 医学研究院 医療ネットワーク学講座
医療事故・苦情対応のための人材養成講座

受講生募集

1. 開講日時

平成 17 年 5 月から平成 17 年 10 月まで（全 60 コマ）。
詳細は時間割を参照してください。

2. 募集人員

30人

3. 受講料

5万円

4. 募集期間

平成 17 年 3 月 22 日(火)～平成 16 年 5 月 11 日(水)

5. 応募方法

受講出願書を FAX または電子メールで下記まで送付してください。なお、電子メールで送付する場合は、タイトルに「応募（氏名）」と記入してください。（郵送による受付は行っておりません。）

電子メール：oubo-net@hotmail.co.jp

ファックス：092-642-6099

6. 受講可否の通知

受講可否の通知は、電子メールでの応募については電子メールで、FAX での応募については FAX で行います。（5 月 19 日頃を予定）

7. 修了証の発行

受講時間（講義とスモール・グループ・ディスカッションの合計時間）が 6 割以上であり、かつ最終レポートを提出した方に対しては、終了証を発行します。

8. 問い合わせ先

九州大学大学院医学研究院 医療ネットワーク学講座

「医療事故・苦情対応のための人材養成講座」担当部門

e-mail：jimukyoku_net@hotmail.com（事務局：上白木）

ファックス：092-642-6099（電話での問い合わせは受け付けていません。）

医療事故・苦情対応のための人材養成講座 時間割(予定)

	1時限 9:30～10:20	2時限 10:30～11:20	3時限 11:30～12:20	4時限 13:20～14:10	5時限 14:20～15:10	6時限 15:20～16:10
第1回 (5/28)	イントロダクション 信友(九州大学医学部)	総論① 前田(東京大学医学部)	総論② 前田(東京大学医学部)	被害者の声① 被害者の御遺族	被害者の声② 被害者の御遺族	SGD・解説 前田(東京大学医学部)
第2回 (5/29)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)	訴えを聴く 日下(武蔵野赤十字病院)	コミュニケーション 日下(武蔵野赤十字病院)	被害者のケア 日下(武蔵野赤十字病院)	加害者のケア 日下(武蔵野赤十字病院)	個別指導 前田(東京大学医学部)
第3回 (7/2)	個別指導 前田(東京大学医学部)	医療事故と検証会 神田(九大病院医療安全管理部)	医療事故と検証会 神田(九大病院医療安全管理部)	事故後の初動体制 中村(九州電力原子力管理部)	原子力産業における初動体制 中村(九州電力原子力管理部)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)
第4回 (7/3)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)	剖検の意義① 池田(九州大学医学部)	剖検の実際① 池田(九州大学医学部)	剖検の実際② 池田(九州大学法医学部)	解剖の手続きと見学 池田(九州大学法医学部)	個別指導 前田(東京大学医学部)
第5回 (8/6)	個別指導 前田(東京大学医学部)	警察への届出と刑事捜査① (調整中)	警察への届出と刑事捜査② (調整中)	検察官による 刑事起訴の判断 (調整中)	報道機関への連絡 田川(西日本新聞社医療専門部)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)
第6回 (8/7)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)	医療事故の公表－理論 前田(東京大学医学部)	医療事故の公表－記者会見 坂口(九州大学医学部)	記者会見－実習① 坂口(九州大学医学部)	記者会見－実習② 坂口(九州大学医学部)	個別指導 前田(東京大学医学部)
第7回 (9/10)	個別指導 前田(東京大学医学部)	医療機能評価機構の取り組み 日本医療機能評価機構	医療機能評価機構への届出 日本医療機能評価機構	医療事故に関する国家政策 厚生労働省	医療事故に関する国家政策 厚生労働省	SGD・解説 前田(東京大学医学部)
第8回 (9/11)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)	医療事故と法律・注意義務 丸山(神戸大学法学部)	インフォームド・コンセントの要件 丸山(神戸大学法学部)	診療情報の開示 丸山(神戸大学法学部)	個人情報保護 丸山(神戸大学法学部)	個別指導 前田(東京大学医学部)
第9回 (10/22)	個別指導 前田(東京大学医学部)	賠償額・和解額の算定－理論 平野(サイトサポートインスティテュート)	賠償額・和解額の算定－実習 平野(サイトサポートインスティテュート)	院内での和解・メディエーション 平野(サイトサポートインスティテュート)	医療事故賠償責任保険 平野(サイトサポートインスティテュート)	SGD・解説 前田(東京大学医学部)
第10回 (10/23)	課題発表 前田(東京大学医学部)	課題発表 前田(東京大学医学部)	課題発表 前田(東京大学医学部)	課題発表 前田(東京大学医学部)	課題発表 前田(東京大学医学部)	修了にあたって 信友(九州大学医学部)

- 1)土曜日の1時間目・日曜日の6時間目は個別指導の時間です(第1回と10回は除く)。
 2)土曜日の6時間目、日曜日の1時間目は、スモール・グループ・ディスカッション(SGD)の時間です。
 3)第4回目は、法医解剖の見学です(解剖が実施されなければ標本室の見学)。

受講出願書

「医療苦情・事故対応のための実践講座」を受講したく出願します。

ふりがな 氏 名		男 ・ 女	生年月日（年齢）
			年 月 日生（ 歳）
現 住 所	〒		
電話番号			
電子メール ファックス	* 電子メールで応募の場合は電子メールアドレスを、ファックスで応募の場合はファックス番号を記入してください。		
今後、講座に関する情報の提供を希望しますか？ （ はい ・ いいえ ）			
年 ・ 月 ・ 日	(1) 学 歴 （高校卒業より）		
年 ・ 月 ・ 日	(2) 職 歴		
年 ・ 月 ・ 日	(3) 免 許		
(4) 応募の理由			